

問 税務課 内線 213

公的年金についての 市県民税の納付方法が変わります

現在、年金受給者で市県民税を納付する義務のある人については、納付書による納付か口座振替をお願いしていますが、地方税法の改正により平成 21 年 10 月から納付方法が変わり、年金から市県民税を引き落とし(特別徴収)させていただきます。

◇対象となる人

65 歳以上(4 月 1 日現在)の年金受給者で、前年中の公的年金の所得に対する市県民税の納税義務のある人

◇対象となる税額

公的年金の所得に対する市県民税

◇対象となる年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など

◇実施時期

平成 21 年 10 月支給分の年金から引き落とし(特別徴収)が始まります。そのため、平成 21 年度の市県民税額のうち半分については、平成 21 年 6 月と 8 月に、納付書または口座振替で納めていただくことになります。

※この制度の導入は公的年金所得についての税額の納付方法を変更するものです。給与所得や事業所得から計算された税額は、これまでどおり給与からの引き落としや納付書で納めていただくことになりますが、このことにより税金が二重納付されたり、新たな税金の負担が発生するものではありません

(例)市県民税の年税額が 6 万円(年金所得のみ)の場合
これまでの納付方法

納付書または口座振替				
月	6 月	8 月	10 月	1 月
税 額	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円
算出方法	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 4

平成 21 年度の納付方法

納付書または口座振替			年金から引き落とし		
月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
税 額	15,000 円	15,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
算出方法	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6

平成 22 年度以降の納付方法

年金から引き落とし						
月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
税 額	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
算出方法	前年度 2 月と同額			その年度の税額の残りの 1 / 3 ずつ		

情報公開・個人情報開示の状況を公表します

市の条例の規定により、平成 20 年度の情報公開と個人情報の開示等実施状況を公表します。

◇情報公開

◎公開請求の件数 21 件
・実施機関別公開請求件数および処理状況
市 長 請求件数 19 件のうち、公開 3 件・部分公開 15 件・不存在 1 件
教育委員会 請求件数 1 件のうち、公開 1 件
農業委員会 請求件数 1 件のうち、部分公開 1 件
・不服申立て 0 件

◇個人情報開示

◎開示請求の件数 3 件
・実施機関別開示請求件数および処理状況
市 長 請求件数 3 件のうち、開示 1 件・非開示 1 件・不存在 1 件
・不服申立て 0 件

問 市政情報課 内線 244